

養護老人ホーム楽々園 利用料

入所時、市町村担当者より、前年度の所得（控除額を差し引いた額）状況または扶養義務者の状況等を勘案し、下記の表をもとに利用料が決定されます。この措置費一部負担金（以下、「利用料」と言う。）については、措置費の一部（税金）を負担していただくという意味です。利用料は毎年 7 月に変わります。毎年 6 月前後に収入申告書（代行できます。）を作成し、前年の 1 月から 12 月までの間に支払った医療費や生命保険料その他控除対象となる領収書を添付し、市町村へ提出します。それを基に市町村が 7 月からの利用料額を決定し、通知されます。

扶養義務者も課税状況に応じて負担金が発生することがあります。（0 円～19 万円）

自己負担（実費）以外の居室・食事・光熱水費などの負担は、措置費及び利用料に含まれています。

月額措置費一部負担金及び算定方法（保険者である市町村が算定）

階層	前年度収入	月額利用料	支弁率
1	¥0 ～ ¥270,000	¥0	100%
2	¥270,001 ～ ¥280,000	¥1,000	99%
3	¥280,001 ～ ¥300,000	¥1,800	99%
4	¥300,001 ～ ¥320,000	¥3,400	99%
5	¥320,001 ～ ¥340,000	¥4,700	99%
6	¥340,001 ～ ¥360,000	¥5,800	99%
7	¥360,001 ～ ¥380,000	¥7,500	99%
8	¥380,001 ～ ¥400,000	¥9,100	99%
9	¥400,001 ～ ¥420,000	¥10,800	99%
10	¥420,001 ～ ¥440,000	¥12,500	99%
11	¥440,001 ～ ¥460,000	¥14,100	99%
12	¥460,001 ～ ¥480,000	¥15,800	99%
13	¥480,001 ～ ¥500,000	¥17,500	99%
14	¥500,001 ～ ¥520,000	¥19,100	99%
15	¥520,001 ～ ¥540,000	¥20,800	99%
16	¥540,001 ～ ¥560,000	¥22,500	99%
17	¥560,001 ～ ¥580,000	¥24,100	99%
18	¥580,001 ～ ¥600,000	¥25,800	99%
19	¥600,001 ～ ¥640,000	¥27,500	99%
20	¥640,001 ～ ¥680,000	¥30,800	99%
21	¥680,001 ～ ¥720,000	¥34,100	99%
22	¥720,001 ～ ¥760,000	¥37,500	99%
23	¥760,001 ～ ¥800,000	¥39,800	95%
24	¥800,001 ～ ¥840,000	¥41,800	91%
25	¥840,001 ～ ¥880,000	¥43,800	86%
26	¥880,001 ～ ¥920,000	¥45,800	81%
27	¥920,001 ～ ¥960,000	¥47,800	76%
28	¥960,001 ～ ¥1,000,000	¥49,800	71%
29	¥1,000,001 ～ ¥1,040,000	¥51,800	66%
30	¥1,040,001 ～ ¥1,080,000	¥54,400	65%
31	¥1,080,001 ～ ¥1,120,000	¥57,100	64%
32	¥1,120,001 ～ ¥1,160,000	¥59,800	63%
33	¥1,160,001 ～ ¥1,200,000	¥62,400	62%
34	¥1,200,001 ～ ¥1,260,000	¥65,100	57%
35	¥1,260,001 ～ ¥1,320,000	¥69,100	54%
36	¥1,320,001 ～ ¥1,380,000	¥73,100	51%
37	¥1,380,001 ～ ¥1,440,000	¥77,100	48%
38	¥1,440,001 ～ ¥1,500,000	¥81,100	45%
39	¥1,500,001 ～		0%

(150 万円超過額×0.9÷12 月)+81,100 円(100 円未満切捨て)